

# 資料 1

## 宇宙開発利用の推進に関する関係府省等連絡調整会議について（案）

平成24年8月2日

関係府省等申合せ

（改訂：平成25年3月21日）

- 1 関係府省等の緊密な連携の下に宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための連絡・調整を図るため、宇宙開発利用の推進に関する関係府省等連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を定期的を開催するとともに、必要に応じ随時開催する。
- 2 連絡調整会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣府事務次官

議長代理 内閣府宇宙戦略室長

構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政・外政担当）付）

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付）

内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室）

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）

内閣府政策統括官（防災担当）

警察庁長官官房技術審議官

総務省大臣官房総括審議官

法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当）

外務省総合外交政策局長

財務省大臣官房審議官

文部科学省研究開発局長

厚生労働省大臣官房技術総括審議官

農林水産省農林水産技術会議事務局長

経済産業省製造産業局長

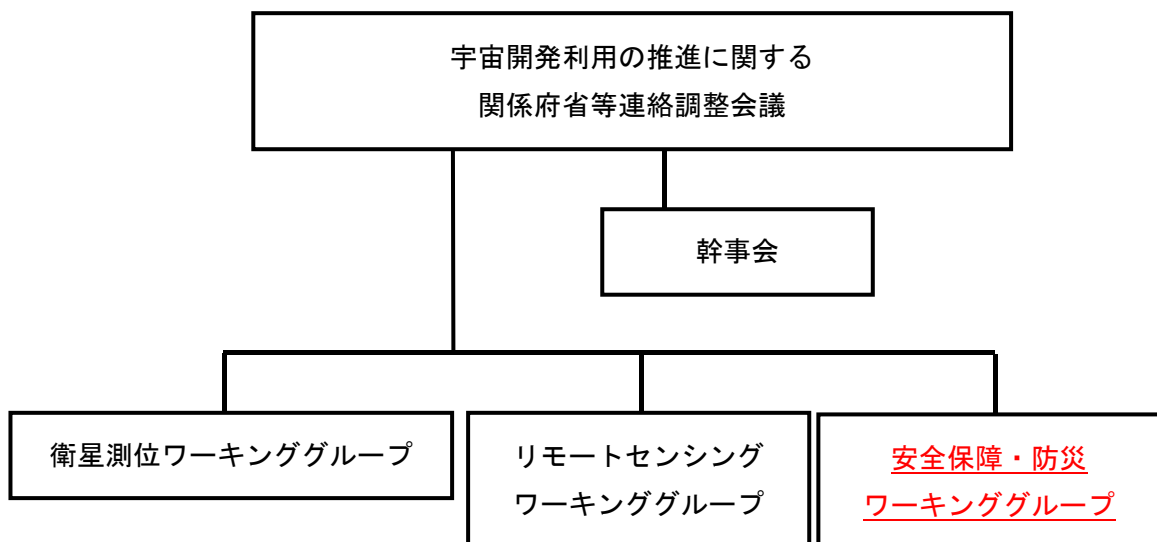
国土交通省大臣官房技術総括審議官

環境省地球環境局長

防衛省防衛政策局長

- 3 宇宙開発利用に関する施策の推進について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、連絡調整会議の下に別紙1のとおり幹事会を置き、定期的を開催するとともに、必要に応じ随時開催する。
- 4 個別事項について専門的検討を行う必要がある時は、連絡調整会議の下にワーキンググループを設置することができる。当面は、以下の2つのワーキンググループを設置することとする。
  - ①衛星測位ワーキンググループ
  - ②リモートセンシングワーキンググループ
  - ③安全保障・防災ワーキンググループ
- 5 連絡調整会議の庶務は、関係府省等の協力を得て、内閣府宇宙戦略室において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が、関係府省等に協議の上、定める。

(参考) 宇宙開発利用の推進に関する関係府省等連絡調整会議の体制



宇宙開発利用の推進に関する関係府省等連絡調整会議幹事会について

幹事会の構成は、次のとおりとし、内閣府宇宙戦略室参事官が主宰する。なお、会議の主宰者は、幹事会に関係施策の担当課長等の出席を求めることができる。

構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（内政・外政担当）付）  
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付）  
内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）  
内閣府宇宙戦略室参事官  
内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官  
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（~~事業推進地震・火山・大規模水害  
対策~~担当）  
警察庁情報通信局情報通信企画課通信運用室長  
総務省情報通信国際戦略局宇宙通信政策課長  
法務省大臣官房参事官（総合調整担当）  
外務省総合外交政策局宇宙室長  
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長  
文部科学省研究開発局宇宙開発利用課長  
厚生労働省大臣官房厚生科学課長  
農林水産省農林水産技術会議事務局技術政策課長  
経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課宇宙産業室長  
国土交通省大臣官房技術調査課長  
国土交通省総合政策局技術政策課長  
環境省地球環境局総務課研究調査室長  
防衛省防衛政策局防衛政策課防衛政策企画官

## 衛星測位ワーキンググループについて

### 1. 目的

宇宙開発利用の推進に関する関係府省等連絡調整会議の下に衛星測位ワーキンググループを設置し、衛星測位に係る専門的検討を行うこととする。

なお、地理空間情報活用推進会議においては、本ワーキンググループにおける検討と屋上屋とならないように配慮しつつ、引き続き、地理空間情報の活用の推進を図るため、地理情報システムと衛星測位に係る施策全体の総合的かつ効果的な推進を図ることとなっている。

(参考)

平成24年3月19日の地理空間情報活用推進会議において、地理空間情報の活用に関し、衛星測位に係る専門的検討については、内閣府に宇宙開発利用に関する体制が整備された段階で、内閣府が中心となって関係府省等を構成員とする会合で行うこととすることが了承された。

### 2. 構成員

議長 内閣府宇宙戦略室参事官

議長代理 内閣府宇宙戦略室参事官

構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補(内政・外政担当)付）

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進地震・火山・大規模水害  
対策担当）

警察庁情報通信局情報通信企画課通信運用室長

総務省情報通信国際戦略局宇宙通信政策課長

法務省民事局民事第二課地図企画官

外務省総合外交政策局宇宙室長

文部科学省研究開発局宇宙開発利用課長

農林水産省農林水産技術会議事務局技術政策課長

経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課宇宙産業室長

国土交通省大臣官房技術調査課長

国土交通省総合政策局技術政策課長

国土交通省国土地理院測地観測センター長

環境省地球環境局総務課研究調査室長

防衛省防衛政策局防衛政策課防衛政策企画官

### 3. その他

議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

リモートセンシングワーキンググループについて

1. 目的

リモートセンシングの開発利用施策を推進するため、宇宙開発利用の推進に関する関係府省等連絡調整会議の下にリモートセンシングワーキンググループを設置し、リモートセンシングに係る開発と利用両面における各府省等間の調整を図ることとする。

2. 構成員

議長 内閣府宇宙戦略室参事官

議長代理 内閣府宇宙戦略室参事官

構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補(内政・外政担当)付)

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付)

内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（**事業推進地震火山・大規模水害対策担当**）

警察庁情報通信局情報通信企画課通信運用室長

総務省情報通信国際戦略局宇宙通信政策課長

外務省総合外交政策局宇宙室長

文部科学省研究開発局宇宙開発利用課長

農林水産省農林水産技術会議事務局技術政策課長

経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課宇宙産業室長

国土交通省大臣官房技術調査課長

国土交通省総合政策局技術政策課長

国土交通省国土地理院企画部長

気象庁観測部気象衛星課長

海上保安庁海洋情報部技術・国際課長

環境省地球環境局総務課研究調査室長

防衛省防衛政策局調査課**国際協力調整官総括班長**

（オブザーバー）独立行政法人宇宙航空研究開発機構利用本部事業推進部長

3. その他

議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

安全保障・防災ワーキンググループについて(案)

1. 目的

安全保障・防災に係る宇宙開発利用を推進するため、宇宙開発利用の推進に関する関係府省等連絡調整会議の下に安全保障・防災ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置し、関係府省間の連携を図ることとする。

2. 構成員

議長 内閣府宇宙戦略室長  
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政・外政担当）付）  
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付）  
内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室）  
内閣府大臣官房審議官（科学技術政策・イノベーション担当）  
内閣府官房審議官（防災担当）  
警察庁長官官房技術審議官  
総務省大臣官房総括審議官  
外務省大臣官房参事官兼総合外交政策局  
文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）  
経済産業省大臣官房審議官  
国土交通省大臣官房技術総括審議官  
海上保安庁総務部参事官  
防衛省防衛政策局次長

3. その他

議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加又は限定することができる。また、議長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。